

14 住宅を探しています。

県営住宅などの公営住宅では、家賃の減額や、一般世帯よりも優先して入居できるように当選の倍率を上げるなどの優遇措置がとられています。また、自宅を改修する場合には、給付金が支給される場合があります。

事業	内 容	対象者
○公営住宅		
県営住宅家賃の減額	<p>県営住宅に入居されている障害者世帯（単身者を含む。）で、下記の所得月額に該当する方のうち、生活保護（住宅扶助）受給者でない入居者については、家賃が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得月額 52,001円～78,000円 ・減額率 10% <p>○上記の減額制度のほか、低所得者に対する減免制度もあります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
福祉向県営住宅への入居	<p>一般世帯よりも優先して入居できるように、福祉向県営住宅入居制度があります。</p> <p>○募集期間 年3回（第1回 3月～6月、第2回 7月～10月、第3回 11月～2月）</p> <p>○募集方法 先着順（なお、抽選募集においても福祉枠により優遇している住宅もあります。）</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者のいる世帯 ・重度・中度の知的障害者又は精神障害者のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
身体障害者世帯向け特別設計県営住宅への入居	<p>車いす使用の下肢障害者のいる世帯については、車いす使用のために特別設計された身体障害者世帯向け特別設計県営住宅へ入居できます。</p> <p>○募集方法 抽選募集</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○戦傷病者のいる世帯</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者（下肢障害）のいる世帯 ・第1款症以上の戦傷病者（下肢障害）のいる世帯 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	
単身者向県営住宅への入居	<p>空き家のある県営住宅の中から特定の住宅について、抽選により入居者を募集します。</p> <p>○募集時期 5月、9月、1月</p> <p>■所得制限があります。</p>	<p>○障害者</p> <p>○戦傷病者</p>
	<p><対象者></p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～4級の身体障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・1～3級の精神障害者又は精神障害者と同程度の障害のある知的障害者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方 ・特別項症から第6項症までと第1款症の戦傷病者で、日常生活に支障のない程度に健常である方又は介護が必要であって常時介護を受けることができる方など 	
	<p><問い合わせ先> 愛知県住宅供給公社 TEL(052)954-1362</p>	

事業	内 容	対象者
都市再生機構 賃貸住宅の入居における優遇措置	<p>近居促進制度 子育て世帯・高齢者世帯・障がい者世帯（被支援世帯）とその支援世帯が、UR都市機構が指定する対象団地・対象エリア内で近居する場合、家賃が入居から5年間、5%割引となる制度です。</p> <p><割引対象世帯> 割引対象となるUR賃貸住宅に新たに入居する世帯</p> <p><割引率・期間> 入居開始可能日から5年を経過した日の属する年度の年度末までの期間、5%割引。</p> <p>※子育て世帯は（収入が基準の範囲内に限る）、割引率が20%適用となる場合があります。20%割引適用の場合、割引期間は入居開始可能日から5年を経過した日の属する月の月末までとなります。</p> <p>※特定住宅（高齢者向け優良賃貸住宅等）のように、対象外の住戸がございます。各種割引制度の併用や対象となる団地及び住戸の詳細に関しましては、下記までお問い合わせください。</p> <p><問い合わせ先> UR名古屋営業センター TEL(052)968-3100</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p> <p>○重度の知的障害者のいる世帯</p> <p>○子育て世帯</p> <p>○高齢者世帯</p> <p>○これら世帯を支援する世帯</p>
○自宅		
住宅改修費の 給付 (日常生活用具の給付)	<p>自宅の段差解消など住環境の改善を行う場合、市町村が居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費を給付しています。</p> <p>○実施については、市区町村役場に確認してください。</p> <p><対象者> 身体障害者（下肢・体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変）のいる世帯</p> <p>○市町村により異なる場合があります。</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	<p>○身体障害者のいる世帯</p>

15 車いすや義手などが欲しいのですが、補助制度はありますか？

車いすや義手など、障害者の身体機能を補助する福祉用具の中には、給付又は貸与されるものもあります。また、購入に要する費用の一部が補助されるものもあります。

■補装具(器具)とは

器 具 名	
<ul style="list-style-type: none"> ・義手、義足、装具、座位保持装置 ・車いす、電動車いす、レバー駆動型車いす、簡易型電動車いす、歩行器 ・視覚障害者安全つえ、義眼 ・補聴器 ・重度障害者用意思伝達装置 ・（18歳未満の方のみ）座位保持いす、起立保持具、排便補助具、頭部保持具 	など

■日常生活用具(生活用具)とは

用 具 名	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットなど
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置など
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計など
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など
排泄管理支援用具	ストーマ装具など
居宅生活動作補助用具	居住生活動作等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの

※ 市町村により給付品目は異なります。詳しくは市区町村役場までお問い合わせください。

事業	内容	対象者
補装具の交付・修理	<p>身体障害者・難病患者及び戦傷病者（概ね第3款症以上）に対し、身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具を交付（修理）しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○身体障害者、難病患者については、所得に応じて自己負担があります。</p> <p><問い合わせ先></p> <ul style="list-style-type: none"> ○障害者…市区町村役場、県福祉相談センター（P.81 参照） ○難病患者…市区町村役場 ○戦傷病者…市区町村役場、県地域福祉課 	<p>○身体障害者</p> <p>○難病患者</p> <p>○戦傷病者</p>
日常生活用具の給付・貸与	<p>重度障害者等に対し、自力での日常生活を送ることができるよう生活用具を給付又は貸与しています。</p> <p>○介護保険制度による支給（貸与）となることがあります。</p> <p>○原則自己負担があります。（市町村により異なります。）</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	○障害者
軽度・中等度難聴児支援事業	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴の児童の言語の習得やコミュニケーション能力等の向上を促進するため、補聴器の購入や修理にかかる費用の一部を助成しています。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	○軽度・中等度難聴児
福祉機器の展示	<p>障害者や介護者のための便利な福祉機器を展示・紹介するとともに、福祉機器に関する相談に応じています。</p> <p>○展示場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なごや福祉用具プラザ 名古屋市昭和区御器所通 3-12-1（御器所ステーションビル3階） TEL(052)851-0051 <p>○展示品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション支援機器、自助具、移動支援機器、排泄関連用具、介護ロボットなど約1,000点 	<p>○障害者</p> <p>○介護者</p>
視覚障害者生活用具の販売あっせん	<p>視覚障害者が視覚障害者用ポータブルレコーダーや盲人用時計等の生活用具を購入する場合、低廉価格であっせんしています。</p> <p><問い合わせ先></p> <p>日本点字図書館、日本視覚障害者団体連合、明生会館（点字図書館）、名古屋ライトハウス情報文化センター</p>	○視覚障害者
自助具給付事業	<p>重度の障害のある方の日常生活動作を補助する自助具を給付する市町村もあります。</p> <p>○一部の市町村に限ります。</p> <p><問い合わせ先> 市区町村役場</p>	○障害者